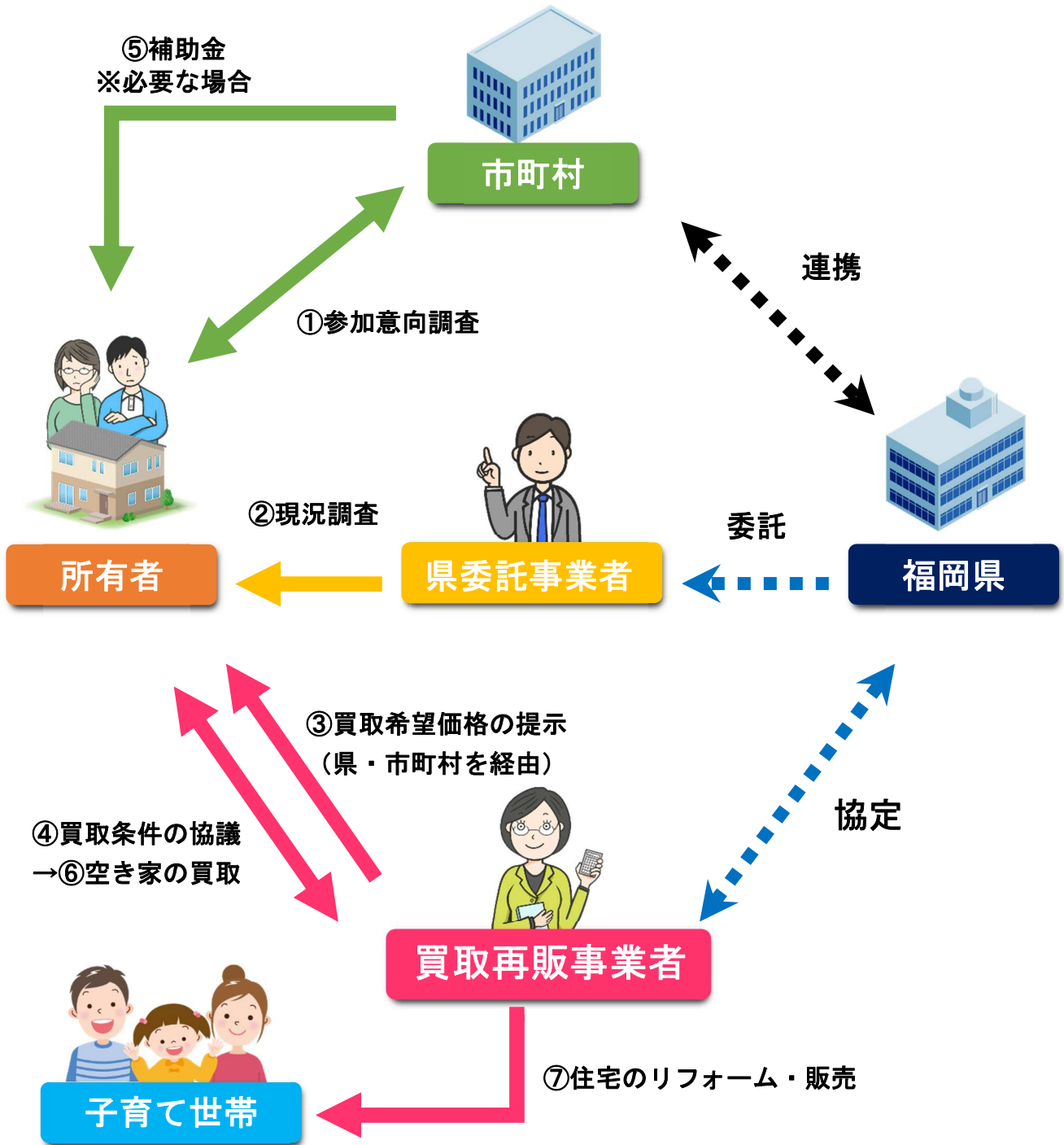


1. 空き家再生子育て応援事業の流れ

【事業スキーム】



【令和8年度の事業スケジュール（予定）】

- | | |
|------------------|------------|
| ①所有者に対する参加意向調査 | ・・・ 5月上旬以降 |
| ②空き家の現況調査 | ・・・ 7月上旬以降 |
| ③買取希望価格の提示 | ・・・ 8月上旬以降 |
| ④買取条件の協議～⑥空き家の買取 | ・・・ 8月下旬以降 |
| ⑦住宅のリフォーム・販売 | ・・・ 9月上旬以降 |

【事業の詳細】

①空き家所有者に対する当該事業への参加意向調査（市町村）

- ・市町村が、把握している空き家所有者に対して、当該事業への参加意向調査を行い、買取再販事業者の紹介を希望する空き家所有者をリストアップ。

②空き家の現況調査（県委託事業者）

- ・県が委託した不動産事業者が、買取再販事業者の紹介を希望した空き家所有者と現地を訪問し、建物の状態や権利関係の状況を調査して空き家の物件情報を整理。

③買取希望価格の提示（買取再販事業者）

- ・買取再販事業者は、県から提供される空き家の物件情報を基に、買取再販の可否を検討し、可能であれば買取希望価格を県に提示。（県は期限内に提示された事業者からの価格リストを市町村を通じて所有者に提供し、所有者はその中から話を聞きたいと思う事業者を選んで市町村に回答。）

④買取条件の協議（買取再販事業者）

- ・県から連絡を受けた買取再販事業者は、現地の状況を確認した上で、所有者と買取価格について協議を行う。
- ・売却するために相続等の手続が必要な場合は、買取再販事業者は速やかに手続が進むための助言を行う。（この際、必要に応じて⑤の補助金制度の利用を促す。）

補助を利用する場合

利用しない場合

⑤空き家再生・相続手続支援補助金（市町村・県）

- ・市町村が窓口となり、空き家の相続等の手続にかかる費用を補助。
※相続等の手続：不動産登記、相続人確定、境界確認、測量 等

空き家所有者による相続等の手続完了

⑥空き家の買取（買取再販事業者）

- ・買取再販事業者は、空き家所有者と空き家及びその敷地について売買契約を締結。

⑦住宅のリフォーム・販売（買取再販事業者）

- ・買取再販事業者は、買い取った住宅を子育て世帯にとって魅力的な住宅※にリフォームし、子育て世帯をターゲットとした販売を行う。（販売先を子育て世帯に限定はしないが、子育て世帯を対象とした積極的なPRや販売促進策※を実施）

※「子育て世帯にとって魅力的な住宅」「販売促進策」については「2.留意事項」を参照

2. 留意事項

(1) 買取再販事業者は本事業において、以下の対応を行うこと。

- ①昭和56年5月31日以前に建てられた住宅である場合、耐震診断等により耐震性を有していることの確認を行うとともに、耐震性が不足している場合は耐震改修工事を行うこと。
- ②当該事業の実施状況について、県及び事業実施市町村へ適宜報告を行うこと。
- ③県と協議のうえ、住宅購入者に対してアンケートを実施すること。
- ④県、市町村が実施する当該事業の広報等に関して、資料の提供等の協力を行うこと。
- ⑤当該事業の実施において、空き家所有者や買主等に対し、誠実な対応を行うこと。

(2) 「子育て世帯にとって魅力的な住宅」へのリフォーム内容として、以下のような工事を想定しています。

【例】

- 広い収納やユーティリティスペースの設置
- 家族で過ごせる広いリビングへの間取りの変更
- 畳のフローリング化
- おしゃれな外壁やエントランスへの改修
- 見守りしやすいアイランドキッチンの設置
- 親子で一緒に入浴するための広い浴室の設置
- 2台以上止められる駐車スペースの設置 等

(3) 子育て世帯を対象とした「販売促進策」として、以下のような内容を想定しています。

【例】

- 子育て世帯への販売価格の値引き
- 家具・家電を○万円分プレゼント
- 住宅トラブル（水回りなど）時の緊急駆けつけサービスの提供
- 引越し費用の一部負担 等